

現 場 説 明 書

1 工事名称

琴平町立統合小学校及び統合認定こども園（仮称）建設工事

2 工事場所

香川県仲多度郡琴平町地内

3 工事概要

本工事は、琴平町立統合小学校及び統合認定こども園（仮称）建設工事を令和8年度から令和9年度にかけて施工するものである。

※詳細については、発注仕様書及び設計図書を参照のこと

4 配布設計図書

①現場説明書

②設計図および設計内訳書（CDにて貸与しますので、入札時にご返却下さい。）

5 工 期

議会の議決日の翌日 ～ 令和10年3月31日

※材料の納品時期や不測の事態等が発生した場合は、発注者と協議を行うものとする。

※作業時間は、原則土曜日・日曜日を除く8:00～17:00とする。（ただし、騒音、粉塵、臭気等を発生する作業、強度の照明を要する作業等は事前に協議すること。）また、工事監督員が指定する日、及び時間帯は作業を中止すること。

6 質疑回答の手続き

①質疑の内容

質疑は設計図書に係る事項に限られます。設計図書以外の質疑には回答できません。

②質疑の方法

質疑がある場合は所定の様式において電子メール若しくはFAXで質疑を送付して下さい。質疑がない場合の連絡は不要です。

③電子メールの書式等

メールタイトル（件名）は次のとおりとして下さい。

【工事質疑】琴平町立統合小学校及び統合認定こども園（仮称）建設工事

質疑書は所定の様式とし、メール・FAX本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。

④電子メールの送信先

メールアドレス

【学校整備推進室】 kyouikuiinkai@town.kotohira.lg.jp

⑤質疑書提出期限

令和8年5月29日（金）から令和8年6月18日（木）まで

⑥回答について

回答書は令和8年6月24日（水）午後5時までに入札参加者全員に対して電子メール等
確実な方法で送信します。

7 注意事項

(1) 共通事項

- ①工事着手にあたり、各仕様書は、現場事務所に備え付け、熟読の上、工事に支障がないように施工願います。
- ②工事施工にあたっては、設計図書、仕様書等に従い忠実に施工して下さい。不都合な箇所、工法、疑問に思うこと等がある場合、速やかに監督員に報告し指示を受けて下さい。なお、工事に関する質問は工事打合せ簿等により書面にて提出して下さい。
- ③工事写真は工程毎に撮ってください。（香川県写真管理基準参照：最新版）。特に隠れた部分の写真がない場合には、監督員が請負人の責任において破壊検査及び復旧を命ずることがあります。なお、工事写真は冊子にまとめたもののほか、工事完了時に電子データを提出して下さい。
- ④琴平町内の建設事業者の育成を図るため、下請施工を必要とするものにあつては、琴平町内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械の購入またはリースについても、できる限り琴平町内業者を利用するよう配慮してください。
- ⑤請負人は、本町から指名停止処分を受けて指名停止期間中の者を下請人としてはなりません。
- ⑥各工事建退共に加入し、契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出して下さい。
- ⑦工事实績情報を登録する内容について、次に示す期間内に工事实績情報サービス（CORINS）に登録手続きを行うとともに「登録内容確認書」の写しを監督員に提出して下さい。
 - ア 工事受注時 契約締結後 10日以内
 - イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10日以内
 - ウ 工事完成時 工事完成後10日以内

(2) 環境・安全対策について

①大規模な工事であることから、工事期間中は住民などに及ぼす影響を最小限に留める対策を施すこととし、トラブルが発生しないよう留意すること。

※粉じん対策及び騒音対策等には細心の注意を払い、散水車の使用や近隣周知を徹底すること。

②施工にあたり現場進入口は原則東側県道からの進入口からのみとする。現場進入口は安全に通行出来るよう細心の注意をもって通行すること。※施工上支障がある場合については、監督員職員と協議すること。

③工事現場周辺には適切に仮囲い及び通路養生等を行い、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で近隣家屋等に支障を与えないよう十分注意すること。安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において監督員の指示のもと設けてください。

④近隣店舗駐車場及び周辺道路を工事用車両及び作業員通勤車両の駐停車場や待機場としないこと。

※工事車両駐車場については契約後協議することとする。

⑤工事に際し、通行制限や騒音等にて影響を及ぼすおそれのある工事を施工する場合は、監督員の指示によりその都度、請負人において周知文等で関係者に周知してください。

⑥工事に際し、既存施設等に影響を及ぼすおそれのある場合は現況を調査し、記録しておくこと。施工中、工事に伴う被害を与えた場合には、請負人の責任において速やかに復旧すること。

⑦工事場内は常に整理整頓し、事故災害等の予防に万全を期するとともに、工事用車両内を含む場内での喫煙は禁止する。指定喫煙場所については監督員と協議すること。

(3) 工程管理

①工事期間内には関係者等の都合も考慮しながら施工していくことが予想される為、工期の延長等が発生しないよう管理を徹底すること。

②令和8年度では、全体請負金額の2割程度を出来高予定と想定している。

(4) その他

・本工事は、「香川県週休2日工事実施要項（営繕編）」による発注者指定型の週休2日工事である。当初設計で対象期間（工事着手日から竣工日までの期間）及び月単位の週休2日の達成を前提に労務費の補正を行っており、4週8休相当に満たないものは、その達成状況に応じて変更設計を行う。

・現場代理人については原則として工事現場に常駐することになっているが、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、あらかじめ工事打合簿の書面により常駐を要しない期間を明確にしたうえで、工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。

※別途、下記の期間は現場に配置する監理(主任)技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、専任を要しない期間は、工事打合簿の書面により明確にすることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(5) 連絡先

琴平町教育委員会 学校等整備推進室

香川県仲多度郡琴平町榎井 891-7

TEL 0877-75-6715

Mail kyouikuiinkai@town.kotohira.lg.jp